２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第五条（第一項第五号に係る部分を除く。）の規定は前項の鉄道賃について、同令第六条（第一項第四号に係る部分を除く。）の規定は前項の船賃について、同令第七条第一項及び第二項本文の規定は前項の航空賃について、同令第八条の規定は同項のその他の交通費について、それぞれ準用する。この場合において、同令第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条中「公務の」とあるのは「更生保護法第十二条第一項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による呼出しに応じ、審問を受ける」と、同令第五条第二項及び第六条第二項中「最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）」とあるのは「最下級」と、「職務の級が六級以下の者が移動する」とあるのは「移動する」と、同令第七条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「最下級の運賃の額（外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として法務省令で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額）」と読み替えるものとする。

第二条中「こと」の下に「（以下「審問手続」という。）」を加え、「（以下「審問を受けるための旅行等」という。）」を削り、「審査会又は地方委員会」を「中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）又は地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）」に改める。

第三条を次のように改める。

（宿泊料）

第三条　法第十二条第三項の規定により支給する宿泊料は、宿泊費及び包括宿泊費とする。

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第九条の規定は前項の宿泊費について、同令第十条の規定は同項の包括宿泊費について、それぞれ準用する。この場合において、同令第九条中「地域の実情及び旅行者の職務」とあるのは「地域の実情」と、「財務省令」とあるのは「法務省令」と、同令第十条中「前節の規定による交通費」とあるのは「更生保護法施行令第一条の旅費」と読み替えるものとする。

第四条中「（同条第一項の航空賃を除く。）並びに第二条の日当及び前条の宿泊料の計算上の旅行日数は」を「及び前条の宿泊料は、旅行に要する実費を弁償するものとして」に、「よって旅行した場合の例により」を「より旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「天災」を「審問手続の必要により又は天災」に改め、同条に次の二項を加える。

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令第二十一条第一項の規定は第一条第一項の旅費の支給額について、同令第二十一条第二項の規定は前条第一項の宿泊料の支給額について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十一条中「法第六条」とあるのは、「更生保護法施行令第四条第一項」と読み替えるものとする。

３　第二条の日当の計算上の日数は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に要する日数とする。ただし、審問手続の必要により又は天災その他やむを得ない事情により当該経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により旅行した日数とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（法務省令への委任）

第四条の二　第一条から前条までに定めるもののほか、旅費、日当及び宿泊料の支給に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の第一条から第四条の二までの規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十二号

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和七年二月十九日に発生した大火による災害で、岩手県大船渡市の区域に係るもの	法第十一条の二に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十三号

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項及び第二十九条の八第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項第一号中「五百万円」を「八百万円」に改め、同項第二号中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同項第四号中「百万円」を「二百万円」に改め、同項第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第六号中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。